

○給付対象用具一覧（平成 27 年 6 月 22 日現在）

※購入済の用具については給付対象となりませんので、事前に市社会福祉課（Tel：34-0438）までご相談ください。

種目	対象要件	性能等	限度額(円)
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）	4,810
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	21,170
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	163,300
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	166,320
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	64,800
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	97,200
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	72,360
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	16,200
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能	76,030

		を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	13,130
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	60,910
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	21,600
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	40,820
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	38,880
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの	170,100
ストーマ装具(畜便袋)	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	111,460
ストーマ装具(畜尿袋)	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	146,450
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	126,360

(注)

- 1 紫外線カットクリーム及びストーマ装具の限度額は、当該年度の上限度とする。
- 2 診療報酬の対象となるものについては、診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて支給する。